

鳥取県告示第518号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鳥取北
鳥取市晩稲100-1 他
- 2 承継により変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
変更前 イオン株式会社 取締役 代表執行役社長 岡田 元也
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
- 3 承継があった年月日
平成20年8月21日
- 4 承継の理由
イオン株式会社からの会社分割のため
- 5 承継に係る店舗面積
32,272平方メートル
- 6 届出年月日
平成24年7月5日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間
平成24年7月17日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課